

○経済産業省告示第百五十五号
電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第四条の二第一項の規定に基づき、非常用予備発電装置工事資格者認定講習の内容を次のように定め、平成十三年五月二日から施行する。なお、昭和六十三年通商産業省告示第四百九十八号（非常用予備発電装置工事資格者認定講習規程）は、平成十三年五月二日限り、廃止する。

経済産業大臣 平沼 赳夫

（講習の方法）

第一条 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第四条の二第一項に規定する非常用予備発電装置工事資格者認定講習（以下「認定講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び使用する教科書の内容並びに講習時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

| 科 目 | 範 囲 | 冊 | 講習時間 |
|-------------------|---|---|------|
| 電気に関する基礎理論 | 一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算 | | 一時間 |
| 非常用予備発電装置の基礎 | 一 発電装置の分類、構造及び性能 二 発電装置の運転、操作及び保護 三 シーケンス（展開接続図）の見方 四 配電盤の構成 | | 一時間 |
| 非常用予備発電装置工事の施工方法 | 一 設置工事の方法 二 配線及び配管の工事方法 三 非常用予備発電装置工事用の材料及び工具の用途 | | 一時間 |
| 非常用予備発電装置に係る検査方法 | 一 点検の方法 二 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 三 接地抵抗測定の方法 四 継電器試験の方法 五 シーケンス試験の方法 六 試験用器具の性能及び使用方法 | | 一時間 |
| 自家用電気工作物の保安に関する法令 | 電気工事士法（昭和三十五年法律第百二十九号。以下「法」という。）電気工事士法施行令（昭和三十一年政令第一百六十号）及び、規則並びにその他関係法令 | | 一時間 |

（講師の条件）
第二条 認定講習の講師は、次の表の上欄に掲げる科目に心じて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件の二に適合する者とする。

| 科 目 | 条 件 |
|------------------|---|
| 電気に関する基礎理論 | 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校又は旧大学令（明治三十七年勅令第六十一号）による専門学校において、電気工学科又は機械工学科に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、非常用予備発電装置工事に関する業務に五年以上従事した経験を有する者であること。 二 非常用予備発電装置工事について法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「非常用予備発電装置工事資格者」という。）であること。 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。 四 経済産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。 |
| 非常用予備発電装置工事の施工方法 | 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、電気工学科又は機械工学科に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、非常用予備発電装置に関する業務に五年以上従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校において、電気又は機械に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、非常用予備発電装置に関する業務に三年以上従事した経験を有する者であること。 三 非常用予備発電装置工事資格者であつて、非常用予備発電装置工事についての特種電気工事資格者認定証の交付を受けた後、非常用予備発電装置工事に関する業務に三年以上従事した経験を有する者であること。 四 経済産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。 |

（修了証等）
第三条 認定講習を行った者は、認定講習を修了した者に対し、様式による非常用予備発電装置工事資格者認定講習修了証及びその修了証に記載された事項を証明する書類を交付しなければならない。ただし、当該修了証に記載された事項を証明する書類については、当該事項についてあらかじめ経済産業大臣の確認を受けた場合にあつては、その旨を記載した書類をもつて代えることができる。

| 非常用予備発電装置工事資格者認定講習修了証 | |
|-----------------------|---|
| ふりがな | 姓 名 |
| 変講者氏名 | 姓 名 |
| 現住所 | 住所 |
| 他に連絡先がある場合その名称及び所在地 | 住所 |
| 科 目 | 冊 |
| 電気に関する基礎理論 | 一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎理論 四 電気回路の計算 |
| | 冊 |
| | 講師の氏名 |
| | 第2条第4号規定箇所 |
| | 使用教科書の名称及び発行所 |
| | 変講期日 |
| | 年 月 日 |
| | 年 月 日 |
| | 時 分 |
| | 時 分 |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|---------------------------------|
| 非常用予備発電装置の基礎 | 一 発電装置の分類、構造及び性能 二 発電装置の運転、操作及び保護 三 シーケンス（展開接続図）の見方 四 配電盤の構成 | | | | 年 月 日 時 分 から 時 分 (1時間) |
| 非常用予備発電装置工事の施工方法 | 一 設置工事の方法 二 配線及び配管の工事方法 三 非常用予備発電装置工事に用いる材料及び工具の用途 | | | | 年 月 日 時 分 から 時 分 (2時間) |
| 非常用予備発電装置に係る検査方法 | 一 点検の方法 二 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 三 接地抵抗測定の方法 四 継電器試験の方法 五 シーケンス試験の方法 六 試験用器具の性能及び使用方法 | | | | 年 月 日 時 分 から 時 分 (1時間) |
| 自家用電気工作物の保安に関する法令 | 電気工事法、電気工事法施行令及び電気工事法施行規則、並びにその他関係法令 | | | | 年 月 日 時 分 から 時 分 (1時間) |
| <p>上記の者は、電気工事法施行規則第4条の2第1項に基づく非常用予備発電装置工事資格者認定講習を修了したことを証明します。</p> <p>年 月 日 所在地 〒 (TEL)</p> <p>証明者 氏名又は名称 法人にあっては代表者の氏名 印</p> | | | | | |

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず認定講習を行う者（法人にあっては代表者）が自署するものとする。
 - 第3条の規定に基づき、当該修了証に記載された事項を証明する書類を添付のこと。